

平和ガイド人材育成事業補助金 第2回公募に関する質問の回答書

令和8年8月19日

No.	質問内容	回答内容
1	沖縄県平和ガイド人材育成事業補助金交付要綱 第5条 補助事業者の要件 「沖縄県観光ボランティアガイド友の会」は、平和ガイドの会として29年間活動しております。しかしながら、これまで会として税務上の確定申告等を行っておりません。このような団体でも応募は可能でしょうか。	補助金交付要綱では、「法人または団体であること」が補助事業者の要件とされており、団体の定款や規約、法人登記などに準ずる書類の提出が必要です。 「法人格」や「団体としての規約等」が整備されており、補助事業の要件を満たし、必要書類を揃えることができる場合には、応募が可能です。
2	沖縄県平和ガイド人材育成事業補助金実施要領 第2(4) 補助対象外経費 ア 補助事業者の役員の人件費 NP0 法人において役員報酬を受け取っていない無報酬役員についても、補助対象外経費として取り扱われるのでしょうか。 小規模な NP0 法人で、役員しかおらず役員報酬がないものの、給与形態で勤務している場合、本事業で実際に活動した分の人件費は計上できないのでしょうか。	原則として、補助事業者の役員に対する人件費は補助対象外となります。 ただし、役員であっても役員報酬を受け取らず、実際に給与が支給され、勤務の実態が確認できる場合に限り、本事業において実際に活動した分については補助対象となります。
3	沖縄県平和ガイド人材育成事業補助金公募要領3「申請書類」(5) 定款を提出すれば、登記簿謄本の提出は不要でよろしいでしょうか。	定款をご提出いただければ、登記簿謄本の提出は不要となります。
4	応募申請書および別紙2 代表印の押印は不要でしょうか。	今回の応募関係書類については、押印は不要となります。

5	沖縄県平和ガイド人材育成事業補助金交付要綱別表（第４条関係）の補助対象経費について 団体の役員にかかる人件費は対象外と認識しておりますが、旅費は補助対象経費に計上してよろしいでしょうか。	交付要綱別表の補助対象経費において、旅費は「講師旅費」のみが明示されていますが、本補助事業における実地研修、視察、フィールドワーク等で発生する役員の交通費および宿泊費は、補助対象とします。
6	沖縄県平和ガイド人材育成事業補助金交付要綱別表（第４条関係）の補助対象経費について マニュアル作成を外部事業者に依頼する場合、「教材作成費」としてよろしいでしょうか。	マニュアル作成を外部事業者に依頼する場合は、「教材作成費」として取り扱ってください。